

大阪市障がい者施策推進協議会

令和4年度 第1回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議会 議事録

日時：令和4年9月2日（金）

午後1時30分～午後3時

場所：大阪市役所 地下1階 第8共通会議室

開会

（松村障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）16名中14名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

次第にしがたがいて、粛々と議事を進めてまいりたいと思いますので、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

発言の際には、必ずマイクをご使用のうえ、お名前を言ってからゆっくりとお話いただきますようによろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、今回新たに就任をいただきました3名の委員の方に一言ご挨拶をいただきたいと思います。まず最初に大阪法務局人権擁護部第二課長 川東さんよろしくお願いいたします。

川東委員：《あいさつ》

北野部会長：

続きまして、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会理事長 長谷川委員よろしくお願いいたします。

長谷川委員：《あいさつ》

北野部会長：

では、続きまして、大阪シティバス株式会社 取締役安全営業部長 山野内委員よろ

しくお願いします。

山野内委員：《あいさつ》

北野部会長：

ありがとうございました。

これから、忌憚のないご意見を頂戴してまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1としまして、「令和3年度 第2回障がい者差別解消支援協議会の結果について」ということで、内容について事務局より説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：【資料1について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

只今の事務局からの説明について、委員の皆さまからご意見・質問をいただきたいと思いますが、ご意見等ございますか。

古田委員：

あいえる協会の古田です。

まず個別事案のことで、電動車いすの人が物件に入れないうのは、これマンションかなんかでしたよね。

マンションでも、ちょっと公道にはみだしてみたいなのをよく見ますが、真正面から聞いたら駄目といわれるかもしれません、そうしたらこの人は今現在、どう生活しているのか、相談支援に繋がったのかというのはちょっと気になるので後で教えてください。

それから幼稚園の案件、また今回も出ていると思いますが、毎回、保育所とか幼稚園に障がいのある人が拒否される事例が続いていますので、これも何とか啓発をこども青少年局と一緒にやっていただきたいなというところです。

それから3年前も平野区の市営住宅で障がい者が、自治会活動をやるように言われまして、それで出来ませんと言ったら、出来ないことを書くように言われて、自分はお金の計算は苦手ですとかいっぱい書かされて、それを自治会の役員にその活動が出来ないことを証明するためにみんなに見せると言われたのです。

それを苦にして、さらし者にされるみたいなことをすごく気にして、次の日に自殺されたという、本当に痛ましい事件が起りましたが、その後も毎年、何件も発生して、知っているだけでも4、5件発生しており、また此花区からも事例が出ているような状態です。

背景として、市営住宅の住民が高齢化してきて自治会活動がかなり困難になっている中で、押し付け合いになり始めているということがあります。車いすの障がい者は、体が動かないというのを周りが見てわかると思いますが、知的や精神障がい者は体が動くのに、若いのに何でやらないのかみたいなかたちで攻められる。体が動くのにやれるのになぜやらないのか、そこはやっぱり住民の障がいへの無理解があるわけですし、これを払拭するために簡単なチラシを作って、各住宅単位に配布しましたが、全住宅に配分がなされていない状態なので、やっぱり障がいの知的・精神とか、特に外見的には出来そうに見えてもなかなかしんどい、日によっては全く体が動かないような時もあるとか、波があるというふうなところまで理解していただかないとなかなか差別は防げないと思います。

今年はまだもう一步、こういう事案はたびたび起こっているということと、障がい特性としてこういうことはやっぱりしんどくて、それを追い詰めたり、追い込まないでいただきたいということを具体的に文章にして、それでチラシもまた新しく作ってもいいですし、全住戸に配布していただきたいと思います。

この間、都市整備局とか住宅管理センターには、あとで話をしておわかっていただいたみたいですが、そうゆうふうになんとか広めていただきたいというふうに思っております。

それと、市営住宅の高齢化はどのみち、自治会活動は成り立たないというようになっているのは事実ですから、都市整備局の方で、自治会活動を外注できる補助みたいなことも考えていくしかないと思うのでその点も併せてお願いしたいと思っております。

それから金融機関向けの資料、苦労して作っていただきありがとうございます。少し手伝わせていただきました。これは小さい銀行も含めて配付されると思うのですが、郵便局でも障がい特性が理解されず不適切な対応が起こっていますので、郵便局にも配布されるように働きかけていただきたいというふうに思います。

北野部会長：

ありがとうございました。

この資料1のところでお伝えいただきましたけれども、それぞれ市の方ともいま、検討をしているところがあります。

1 番目の電動車いすの方の今の状況がわかればお伝えをお願いします。

幼稚園の件は、保育所も幼稚園も障がいを持っているこども達が入れないという事例が多くなっていて、やはり無理解の部分が若干ある。特に幼稚園の方は、指導の管轄が大阪府の方にございまして、大阪市と大阪府と協議調整しながらどういう形でやれるかということで、啓発の仕組みやパンフレットを作成するというのを今検討しているところです。

コンサートホールの件は、本当に熱心に大阪市からも言っていただきまして、ガイドラインの改正が至ったのは良かったです。ガイドラインが改正した後うまく使っていただき、このようなことが起こらないように、事例が起こるたびにきっちりやっていきたいと思っていますところです。

市営住宅の自治会の件について、古田委員がおっしゃった通りです。2050 年は住民全体が高齢者ばかりと言われている時代ですので、高齢化の問題もありますが、市営住宅・府営住宅の場合は、精神の仲間と発達系の仲間と重い病気を持っている仲間です。難病系の仲間も多いので、特に障がいや病気を持っている仲間の方々が多くなっている現状の中で、彼らが本当に追い詰められないようにするためにどうしていったらいいかというので、ここは、古田さんがおっしゃったように自治会活動が困難な方が増えてこられると、自治会活動そのものに対する支援・補助の問題がおっしゃる通りいるかというふうに今考えていますけど、これは都市整備局が管轄でございまして、連携を取り合っているかと議論しているところでございます。

最後に金融機関について、啓発資料を作りましたので、これを郵便局に配布が可能かどうかを教えていただけたらと思います。事務局の方で説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

マンションの方についてですけれども、転居を検討していたと聞いておりましたが、もうすでに転居済みとのこと。

幼稚園の件については、先ほど北野部会長が言っていただいたように、研修資料を作りまして、大阪市内、数がすごく多いです。しかもそれぞれの類型によってさまざまな理解があるところないところと様いろいろあるのかなあというふうに思っております。

いかにうまくお伝え出来るかというところを資料等と配り方等々を工夫しながら、一人ひとり研修をするというのは難しいのかなあというふうに思っていますが、資料等を作って啓発をすすめていきたいなというふうに思っております。

市営住宅の件につきましては、自治会活動の困難さという意味でいきますと、この制

度そのものが都市整備局の管轄でございますので、この件は常に連携を取らせていただいておりますので、こういうご意見があった事を、毎回、伝えておりました、また、何とかできないのかなというところを考えてもらえるように働きかけをしていきたいというように思っております。

あと、啓発については、どのようなやり方が一番いいのかというところを考えながら、いま、やっていることが全てではないと思っておりますので、今後も引き続きやって行きたいなあというように思っております。

金融機関の資料を郵便局への配布については、郵便局には言えてないので必ず受け取ってもらえるかというのはわからないのですが、趣旨等をきちんと説明したうえで、郵便局に中で使っていただけるように働きかけをしていきたいと思っております。よろしく願いします。

北野部会長：

ありがとうございました、他に、藤井委員。

藤井委員：

自治会のことで少し観点として、付け加えられたらと思っているところがございます。古田委員の話聞いて、なるほどと思うところがございまして、1つの社会福祉の立場からあるいは観点からということがありますけれども、障がいがあるから自治会の役割を外す、免除するというのも大事だと思いますが、一方で障がいがありながらどうゆうふうにしてその役割を遂行できるのかということと周りがどうサポートできるかということの観点も大事なかなと思います。

僕自身、地域自立支援協議会部会に参加させてもらい、その議論の過程も拝見しているところですが、例えばそういったところの部会とキャッチボールしながら、その支援というところからその役割をどうゆうふうにしてバックアップできるかということも含めて議論してもいいのかなと思ったところです。

北野部会長：

ありがとうございました。今回のこの事例の中でも、活動の中でもよくもめるのは、ごみ捨てをちゃんとしないとか、ごみを捨てることをご本人がしないのではないのではなく、どんな形の合理的配慮支援をしながら、出来る自治会活動に参加して良い人間関係を作っていくことが大事です。そうしないと孤立感を味わうことになるので、それは

それできついものがあるので、合理的配慮をして自治会活動が出来るだけできるようにしていくということを基本的に認識しています。

他によろしいでしょうか。長谷川委員、お願いします。

長谷川委員：

大阪市手をつなぐ育成会の長谷川です。はじめてで、今までの流れがわかっていないので重なってしまうかもしれませんが、意見として幼稚園のことですが、いま、受入れが良くなっているところも実際にあったりしますが、「受け入れます。でも、お母さんずっと付き添いお願いします」と言うように「受け入れます」ということがホームページに出ていても実際に聞いたら、ずっとお母さんの付き添いが必要ですよというような条件を出されたりするので、受け入れ態勢もただ受け入れるというだけじゃなくて、どういったところを整えてくれているかということも大事だと思います。

保護者に過度の負担を与えないような受け入れ方というのが望まれると思います。ただ、幼稚園に行った後、何か課題とか問題が起これば、当然保護者の方もちょっと付き添って様子を見ますと言うような形になれば受け入れる側もいいと思います。

自治会の件ですが、いま、相談支援員の方がついて計画を立て、その方に関わる全ての方と担当者会議をすることになっているので、この方に相談支援員の方がついていたら相談支援員が中心となって自治会のメンバーの方に入ってもらい、自治会の人だけではなくその人に関わる方や事業者の方全員でどうゆう支援が必要かという話し合いをして、対自治会だけではなく皆さんの意見を総合した中で理解をしてもらおうという形をとられた方が全般的にわかってもらえるというか、自治会だけでということではなくその人となりをわかってもらうということも必要ではないかと感じました。

北野部会長：

はい。長谷川委員ありがとうございました。

適切なお意見。実は公営住宅の件ですが、サービス利用計画案を持っている知的障がいや身体障がいの方の場合は、いろんな仕組みで動いています。一般的に精神障がいの仲間サービス利用計画を受けてない方も多いので、その方々がその仕組みに乗れないので、どうしていくかという大きな課題になっております。

それから幼稚園の件ですが、本当に条件付きが一番の大きな問題です。条件付きでなく、一般の園児がそうではないのに障がいの子だけにお父さんやお母さんの付き添いをつけて1人ではなく、そこは、そんな条件ではなくきちんとやって欲しいと今動いてい

ます。

次に、議題2「相談窓口における対応（令和4年2月～令和4年7月）について」事務局から説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：【資料2について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明をいただきましたが、少し補足いたします。未解決についてですが、啓発とその他に分けた理由としまして、決して未解決の事案をそのままにしているのではなく、匿名を希望されたり、あるいは相談の連絡がその後が取れなくなって、対応をしているが最終的に確認がとれないが事業者に啓発をした場合は啓発とし、それ以外はその他ということに分類させていただきました。

では、ただいまの事務局の説明につきまして、お気づきになった点やご質問がございました委員の皆さま、ご意見、ご発言をお願いします。

古田委員：

古田です。

まず、「イ」の案件ですが、コロナで皆さんこの間、すごい福祉事業所も大変になり、うちの法人でも20人のクラスターになりまして、日々、24時間介護ですので介護人の入れ替えや最期は療養で介護しなければいけない状態に追いやられ、その関連もあって色々なケースは出せては無いのですが、一つは、一人暮らしの障がい者の方で日中活動を休まなければいけないようになり最終的に介護の派遣もないというような、感染されてそのような状態になった方に対しても介護が入ってもらえない。介護事業所によっては、感染したら入りませんよとか、濃厚接触になっても入りませんと言うところもありました。介護が必要な人に介護の穴を開けてしまうと命に係わるケースになるので、相談対応ケースであっても穴を開けるわけにはいかないのが介護に入るしかなかった。

介護事業所として、介護に穴を開けてはいけないということを引き続き、これまでやっていると思うがさらに周知をしていただきたいと思います。

また、長時間介護が必要な人で、家の中でもマスクをしないと介護をしないという事業所があって、自分の家で長時間、年がら年介護を受けるためにマスクを着けなければいけないというのもどうなのか、その辺の事業所の対応にも問題があると思うので啓

発をお願いします。

それから保健所の対応が良くなく、この間、逼迫しており保健所もかなりしんどかったと思います、いまもしんどい状態だとは思うのですが、障がい者の地域生活について理解されていないと感じました。重度障がいの人になんでそんな状態でいま一人暮らしをしているのですかというふうに、これは差別発言だと思うんですけど言われました。

また、一人暮らしの人でなんとかしないといけないのですけれど介護体制が追い付かない。こちらは、介護に入っていない方にも入らざるを得ないところまでなっていたのに、この支援体制は福祉で考えるべきで、保健所としてはSP02が80%台にならないと入院させてもらえませんでした。その1点のみで検討されています。

ただ、障がい者は重症化する危険性がありますし、うちのメンバーも第六波の時に亡くなりました。で、本当に急変するので、危ないので、基本的に医療入院とか医療がついた場で安心して過ごせるようにするべきだし、支援体制で穴が開くということもそれも命があることなので支援体制は福祉で、こっちは医療だけといっている場合ではないと思いますので、医療と福祉の連携を是非お願いしたいと思います。

また病院の対応も、この間、ちょっとひどい、コロナであってもこれまでの入院であっても、介護者に支援者がつかない状態になって、病院も忙しいのですが、いろんな虐待といえるような対応は続きました。

叩かれる、暴言を吐かれる、何回も呼ぶなどと言われるとか、この前聞いたのは、ご飯の上に薬を振りかけて食べさせられたみたいな、大昔の施設のような扱いが何件か出たりしていました。そのようなことについても、大阪府に言っているところですので、連携いただけたらと思います。

それと、次のページにいきまして「キ」と「ケ」の案件ですけど、これどんな訪問看護でどのような募集の書き方をされていたのかと、アトラクションで障がいの不適切な表記があったというところの中身をちょっと教えていただけたらと思います。

それと「コ」の案件は、うちの知り合いで肢体と知的の重複の人なんですが、コロナの合間をぬってコンサートを楽しみにしてたんですが、2回ともアウトと言われまして、3回目はもうないようにしてあげないと非常に気の毒で、せっかく楽しみにしていたのに門前払いをされるということがあったので、ガイドラインが出来上がったのはありがたいが、それをもってもう大丈夫ですねという確認を事前にとって頂けたらと思います。

それから、あと「ス」のグループホームの人が難病を理由に断られたという事例ですけど、もう別のグループホームの入所が決まっている。これちょっと背景的には、営利目的で経験の乏しい事業所がどんどんグループホームに参入してこられていると聞

いています。中には、いまの民泊が外国の方が来られなくなってグループホームに転換したというような例なんかも聞いています。

全然、経験がないからグループホームというのは泊まらせておけばいい、お金が儲かるみたいに、なんかコンサル会社も一緒になってどんどん広げているような背景があって、この間、あり得ないような事例がこちらの耳にも入ってきております。

ちょっと不安定になっただけで、契約解除やというふうに追い出されたり、この前は、7人のグループホームが解散みたいと言われて、アパートや家に移された。だから、こんなはずやなかったということで未経験のところ急にやめたり、ちょっとトイレを失敗して不安定になっただけで退去やといわれてしまうような事例なんかも出てきて、非常に質が下がってきていると思いますので、そういうことのないように、事業所へグループホームは何なのか、大規模化もなぜ大阪市が防ごうとしているのかということも併せて、事業所計画をちょっと強めるべきだというふうに思います。

あと昨日ですね、グループホームの追い出し裁判をまだやっているのですが、20年近くマンションに住んでこられたグループホームがある日突然出て行けと言われて、裁判で訴えられるというとてもない事案が、いま、大阪市内で起こっています。

これは差別やろうと思うのですが、差別ではない、消防法令でグループホームは色々手間がかかる、負担がかかるからそういうことになると住民に被害が及ぶから出て行って欲しいというふうなことで訴えられています。

1審では退去を判決されてしまったので、いま、2審でちょうど争っているところなのですが、これやっぱり、住民の事前の同意もなく入居されたというのも昨日問題にされていたのですが、いやいやグループホームというのは、住民の事前同意は必要ないんですよ、差別解消法でもそうなっているんですよということで反論しているんですけども、何かまだまだ、コンプライトといいますか、地域住民がグループホームを作ると言ったら猛反発してね、もう土地まで確保しているのに断念させられるという事例がほかでもあったりとか、せっかく静かに入居しておられるグループホームをこのような形で追い出されるというとてもないことがありますので、地域住民に対する啓発も強めていただきたいと思います。

それとちょっと裁判の過程では、その追い出そうとする管理組合の方は、住宅公社の方にまで聞きに行ったような形跡がありまして、これ大阪市の外郭団体と思うのですが、住宅公社の人は、そんな消防法で厄介な話になるグループホームがどんどん入る呼び水になったらいかんから、出て行ってもらいなさいみたいに行ったということで、それを受けてまた裁判でも主張されていました。それは、去年主張されているんですけどね。

ちょっと、グループホームをあまり知らない人だったら、行政とか外郭団体職員でも、そう言われてそんなに住民に負担になるのだったら、わざわざここに入らなくてもよろしいでしょうと裁判所もそういうふうに判断したのですが、負担はほとんどないのに、そういうふうに言われたら、そう転んでしまうというのが十分あり得ますので、グループホームとは何なのか、消防法令も含めてそんな負担になることはないというものも併せて是非、研修とか周知をしていただきたいと思います。ちょっと関連は違いますけれど、以上です。

北野部会長：

はい、古田委員ありがとうございます。4つほど、大事な問題の話がありました。

1つは、この最初の「イ」のところで、少し支援が必要な方で一人暮らしの方の場合ですね、特に色々なところで対応が少しまずいのが出てきていまして、支援や介護のサービスの問題だけじゃなくて、保健所の対応が少しまずいところがあるというので、あとで次の時に話しますが、全大阪市職員の研修であるとか研修体制についてどうするかということが大きな問題ですので、これについては、あとで説明をしていただこうと思っています。

それから2つ目は、この「キ」と「ケ」の部分ですけども、これですね、一応、もう少しご説明をしてほしいということですので、明確な名前がわからない程度にもう少しご説明していただけたらと思います。

それとあとは、3番目でコンサートホールの件です。せっかく、おっしゃったようにですね、2回もね、去年も今年も行かれなくて、次は是非ともという希望者はいらっしやると思いますので、新型コロナに関するこの適用のガイドラインですよ、この対策ガイドラインの趣旨を徹底していただけるように、ちょっと私たちもどうするかについて考えて行けたらと思っています。

4番目はおっしゃる通り、いま、グループホーム裁判が昨日もありましたけれども、グループホームの経営・運営されている事業所の中にやはり質の問題が出てきていまして、ちょっと、かなりサービスのレベルの運営主体によって差が出てきているのは事実でございます。ですから、ここの場合の事例は、どっちかというと基幹相談支援センターとそのサービス提供事業所とのコミュニケーションがうまくいってなかったという、もう少し、上手くコミュニケーションが出来ていたらこういう形にはならなかったと思うのですけれども、やっぱり今後、グループホームの経営、運営自体の全体についてきっちりした指導や啓発とそれから基幹相談支援センターを含めた相談支援機関との連

携について少しレベルを上げていかないけないというふうに思っているところです。
では、細くお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

私から答えられるところをお答えさせていただきます。

まず、保健所の対応等でまずい点があったようにご意見をいただきました。

その点、北野先生がおっしゃったように職員、全ての職員に対する研修を考えております。その続きで、きっちりと理解を深めて行くべきだというふうに思っていますので、今後も啓発等を進めていきたいというふうに思っております。

次に「キ」と「ケ」の詳細のところですけども、記載があまりできていなくてわかりにくい表現で申し訳ございません。

こちらは、統合失調症で訪問看護を利用されている方です、こちらは周囲に統合失調症であることを隠して訪問看護を受けておられると言ったご事情がございまして、たまたまその事業所の名前をおそらく検索された時にその事業所の求人情報に行きあたったということがございます。その求人情報の記載内容が、求人広告と思ってお聞きいただきたいのですが、「統合失調症の方が60~70%を占めます。その他は気分障がいの方で、ほとんどが統合失調症と思ってもらって大丈夫です。対人関係の構築が難しい方が対象です」といったような記載でございまして、要はこれを見るところで自分が統合失調症であることが容易に想像できるような書き方がされているということでございます。

書いているとお聞き取りに行ったところ、この事業所が求人サイト側と面談を行って、その求人サイト側が勝手にといたしますか、記載したというようございまして、それをそう書いていることを知らなかったということで、当然削除はしてもらっているということでございます。

続きまして「ケ」の事案でございますが、こちらのアクションに記載した内容でいきますと、このアトラクションの利用が出来ない方として、心身に不安のある方、手足の不自由な方、視覚障がい、発達障がい、知的障がい、精神障がいのある方ということで括って、利用できない方という形で規定されていたというものでございまして、こちら先ほど申し上げた通り、これは差別にあたるということで記載内容の変更をしていただいたということでございます。

続きまして、コンサートホール関係でございますが、3回目がないようにということで、私どももないようにやっていきたいというふうに思っております。この間1回目、

2回目の話をしている中で、このガイドラインに明確な記載が無いというような発言もありましたが、ガイドラインを変えられたので当然行けるというふうに思っていますが、仮にこの事業所じゃない場合もこのガイドラインがありますよということで、もちろん業界団体側も会員に周知しているということでお聞きしていますが、こちらからもこんながありますよって言うことはきっちり言っていきたいというふうに思っております。

次にグループホームについてですが、こちらは、我々が受けた印象では営利目的で、だからこうなったというイメージではないです。申し上げた通り、ちょっと連携不足といったところが原因かなというふうに思っておりますが、おっしゃっていただいた意見も踏まえまして、今後の対応もしっかり考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

北野部会長：

ありがとうございました。他にどうぞ、潮谷委員。

潮谷委員：

はい、潮谷です。

「ソ」の事例ですが、書き方の問題もあるのかなというふうに思うのですが、基本的にこのH I Vの方の受入ということに関しては、ここに「他の利用者の理解が得られるか不安だったこと」ということと、「他の利用者に適切な説明を行うことも事業所として必要である」ということも含め、周知・啓発を行ったということを書いてあるのですが、基本的には、本人の意思のもとに意思決定については慎重に扱うというような前提にあるかと思しますので、これも前にくるとむしろちょっと差別的な扱いになるかと思えますし、ただその辺りが本当にこのA型事業所に、そこまでリスクの高い事業所なのかということが気になりました。

松前企画調整担当課長代理：

当然、おっしゃっていただいたように、病気について周知しないことが大前提です。記載できていなくて申し訳ないのですが、その事業所が前にコロナの感染者が出たときに、事業所自体がそれを隠していて、隠していたことが周りからバレた時にえらい目にあつたという経験がございまして、それとH I Vとは全く違う話なんですけど、それと混同して、言わなあかん、良いように説明できへんみたいなことになってしまって、もちろん

H I Vであることは言わない、言う必要がございません。書き方が悪くて申し訳ございません。

潮谷委員：

これは、ちょっと内容を変えた方がいいのと、研修を受けても理解してなかったという事ですよね。

松前企画調整担当課長代理：

そうですね。

潮谷委員：

これは、結構大きな問題で、やっぱり今後、そういったH I Vを理由に、これ絶対、他の人に知らせないといけないみたいなことが入ってくるとちょっと問題になりますので、この記載内容の修正をしていただくようにお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

はい。記載内容の修正をします。

あと事業内容が、針を使うようなことがあったということも、たぶん、事業所としてはあったのかなと思うが、それもたぶん、理解不足につながると思うのですが、そういった知識もなかったというようなところかというふうに思っております。

北野部会長：

はい。潮谷委員、ありがとうございました。

3年前ですかね、H I Vのことでトラブルがありまして、それで徹底した研修とパンフレットを大阪市は作りまして各団体にも配りまして、H I Vについての理解を進める方法でやっているのですが、こんなことを言うてはいけないかもしれないが、就Aの事業所さんもすごく質の高いところから、非常に営利を中心にそこまで問題意識を持っていないところとか、色々出ておりまして、これからはそういう事業所さんの意識についての啓発といいますか研修というのはしっかりやらないと、H I Vのことについてもほとんどご理解いただけないような事業所もあるし、しかもご本人のプライバシーのことを無視するような表現をされていたら大変であるということです。他に意見はありませんでしょうか。よろしいですか。もとに戻ってもらっても結構です。では、まだ、

議題がございますので、次の議題は「令和4年度の研修・啓発等の実績と予定について」の説明をどうぞよろしくお願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：【資料3について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。今回の研修・啓発等のご説明につきまして、何かご質問がございましたらお願いします。はい、古田委員。

古田委員：

都市整備局の方への職員向け研修の内容で是非お願いしたいのですが、先ほども言いました障がい特性、こんな事案がたびたび起きているということと、障がい特性についてわかりやすく知らせていくということと、やってはいけない対応も加えていただきたいと思います。相談に行かれた障がい者が、この住宅管理センターとかで「自治会とあなた仲良くしなきゃダメでしょう」みたいに説教されたりとか、「自治会活動をやるということで、あなた入居されるんでしょう」とか言って説教をし始めるみたいなことが起こりましたので、先ほど藤井先生が言われたように、別に自治会活動をやりたいという障がい者も居ますので、車いすの人でも居ます。だから、それは意思確認をちゃんとしたらいいだけであって、ただ、無理やといっている人にその状況も知らずに、理由も聞かずに、説教するのをやめてくれというのは、きっちり言っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。研修・啓発について意見ですのでよろしくお願いいたします。他に何かご質問はないですか。今までの全体の事でも結構ですので、お気づきの点とか、よろしいでしょうか。

今日は、新しい委員の方にも来ていただいていますので、まだ発言をされていない委員2人に一言だけでもよろしいのでお願いします。

山野内委員、お願いします。

山野内委員：

はい、よろしいですか。資料3-1の中で、「あいサポート研修」というご紹介があ

ったと思うのですが、この研修の内容につきまして、障がいをお持ちの方のお話を聞けたりですとか、どうゆう内容なのかももう少し詳細をご教示いただければと思います。

北野部会長：

「あいサポート研修」について、少し説明をしてほしいというご意見がございました。

八木障がい福祉課長：

ありがとうございます。障がい福祉課の八木でございます。「あいサポート研修」というのは、障がいのある方に対して、ちょっとした手助けをすることで皆さんの生活がしやすくなるということを目的に始めているもので、内容的には、どのような障がいの種別があつて、どういった配慮が要るのかといったことなどを中心に説明をしていただくものなので、障がい当事者が来て何かすると言ったようなことではなく、市民、一般の方、職員も含めて、障がいのことを初めてお勉強いただいた上で差別解消法のことなども含めて、制度のことなども加えて説明させていただくものになっています。もし、よろしければ後でご資料をお渡しいたします。

山野内委員：

はい。ありがとうございます。

北野部会長：

よろしいですか。では、川東委員、一言お願いします。

川東委員：

大阪法務局の川東です。

わたしの方からですが、意見じゃないのですが、ちょっと戻りますが、色々と相談事例があつた中で、その中で色々と問題があつた中で、障がい者関係のところを含めてですが、特にコロナと両方に対する差別的なところがあつたと思いますが、法務省の方のホームページでもそういったコロナ、特にコロナに関していま、タイムリーに色々とそういう偏見や差別をなくすということで資料の方も出ていますので、そういったことも活用していただけたらと思います。

尾身会長が、色々とご発言されている関係で、法務省のホームページで色々と指針が改正更新されるたびに、こういった今の取り扱い資料が出ていますので、そういったも

の全部を含めて啓発活動に生かしていただければと思います。

あと、法務省のホームページに色々な差別関係、障がい者の関係でおそらくあったと思うのでその辺もご利用いただけたらと思っております。

相談事例なども法務局の方にも結構、合理的配慮の相談が少なからずあります。我々も、特にその対応体制で苦慮しているところがございますが、特に法律が目まぐるしく変わってきますので、なかなかこちらの方でその対応になかなか追いついていないところもありますけれども、色々と連携を取りながら適切な対応が進めて行けたらと思っておりますので、今後とも力を貸していただければと思います。

我々の方も出来る限りお力添えをさせていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

北野部会長：

ありがとうございました。

法務局のホームページにコロナ関係、差別問題の資料が掲載されているので、使用したらどうですかということですのでよろしくお願ひします。

そのほかに何かありませんか。

松前企画調整担当課長代理：

1点だけすいません。資料4-1を簡単に説明だけさせていただきます。先日開催されました、支援計画部会において聞かされたんですが、11月から実施を予定しております。

令和4年度の大阪市障がい者等基礎調査における差別に関する調査項目を抜き出ささせていただいた資料でございます。差別に関する資料としては、前回の3年前の調査内容と変更はしておりませんが、差別の具体的事例ですとか差別をなくすため必要なこと、相談窓口に関することを対象者に対してお聞きすることといたしております。

調査対象は、本人及び家族など、事業所以外を対象として聞いて参りたいというふうを考えております。

資料4-2については、調査全体の概要で参考までに付けさせていただいたしだいでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

北野部会長：

ありがとうございました。では、副会長、まとめをよろしくお願ひします。

辻川委員：

辻川です。今日も活発なお話、ご意見いただきまして、ありがとうございました。時間がないところ恐縮なのですが、先週、障がい者権利条約の国連審査がありまして、傍聴に行っていました。権利条約は、障がいのある人が私たちのことを私たち抜きに決めないでということで、一緒に作り上げた条約なので、審査にあたってやはりその障がいのある人のことをよく話を聞いた上で審査にあたるという方針になっていますので、その日本の審査、第1回目の日本審査なんですけれど、それに先立って、ブリーフィングということで、障がい者団体とか当事者の方ですとか、日弁連の意見の話をきいてくれたんですね。それで100名、120名に迫る人数がそのブリーフィングに行きました。それは、今までの権利条約条例で、障がい者権利条約上、最多です。その前が韓国の60名ですから倍です。それだけ行って、委員もそういう話を聞いてくれて非常に感動していただいて、それだけ期待が高まっているということはおっしゃっていました。

ただ、日本審査において、ちょっと日本の熱心な委員の方は、本当にパラレルレポートをよく読んでいただいて厳しい質問をしていただいたんですけども、それに対して答えた日本政府の回答というのは、がっかりを乗り越えて呆れてというような散々たるものだったんです。ただ、それだけの多くの方が日本から障がいのある方が行ったというのは、権利条約に対して期待がすごくありました。その裏返しとして、やはりまだまだ日本の障がい者施策というか、対応というのは厳しいものがあるというふうに思いました。ただその中で、障がい者差別解消法が一番の欠点として、救済機関の手立てがないということです。日本政府もそのことについてごにょごにょと言っていました。

本当は、こういった大阪市の取り組みとかこういった取り組みがあるからと言ってくれればまだ良かったんですがそれさえ言わない。だから、そうゆう認識なんだろうというふうに思いました。でも、こうゆう取り組みがあるので、そういったことをもっと広げていきたいというふうに思います。以上、委員長からの報告と感想です。どうもありがとうございました。

北野部会長：

ご意見ありがとうございました。では、マイクをお返しします。

松前企画調整担当課長代理：

皆さん、長時間にわたりまして熱心にご審議いただきありがとうございました。委員

の皆さま方には次回以降も引き続きよろしくご協力をお願いします。今日は、どうもありがとうございました。